定　　款

(名 称)
第１条　本社団は、ＡＪＦ（エイジェイエフ）ハムクラブ　という。
(事務所)
第２条　本社団の事務所は、本社団の会長の住所に置く。
(目 的)
第３条　本社団の目的は、営利をその目的とせず、アマチュア無線の健全な発展、会員相互の親睦を図り、あわせて無線科学の向上と発展に貢献する事にある。
(事 業)
第４条　本社団は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
（１）　アマチュア社団局の設置と運用
（２）　アマチュア無線についての調査研究
（３）　非常通信その他アマチュア無線を通じた社会貢献活動
（４）　その他、本社団の目的達成に必要な事業
(会員の種類と資格)
第５条　本社団の会員の種類は、正員および準員とする。
（１）　正員は、全国の消防職団員および元消防職団員のうち、アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者資格を有する者のうち、本会の事業に賛同し会長の承認を得て入会金を納入した者とする。
（２）　準員は、正員以外の者でアマチュア無線に興味を持ち本会の事業に賛同し会長の承認を得て会費を納入した者とする。
(会員の資格の喪失)
第６条　会員は次の場合に資格を失う。
（１）　会費の滞納（正員が会計年度内に年会費を納入しなかった場合は準員に移行する）
（２）　死亡
（３）　電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき
（４）　本社団の目的に反する行為をしたとき
（５）　本社団の秩序を乱す行為をしたとき
(会員の権利)
第７条　会員は次の権利を有する。
（１）正員
（ア）社団の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること。
（イ）総会の議決権を行使すること。
（２）準員
（ア）社団の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること。
（イ）総会に参加し、意見を述べること。
(会　費)
第８条　会員は、次の会費を会計年度内に納入しなければならない。
（１）入会金 1,000 円（正員および準員）
（２）年会費 2,000 円（準員を除く）
(役　員)
第９条　本社団には会長１名、理事２名以上、監事１名を置き、会長は理事の中から選任する。
（２）監事は理事と兼任できる。
(役員の任期)
第 10 条　役員の任期は５年とし、再任を妨げない。
(役員の業務)
第 11 条　役員の業務は次のとおりとする。
（１）　会長は、本社団を代表し、業務を掌理統轄する。
（２）　理事は、会長を補佐し、本社団の業務を執行する。
（３）　監事は、会計および理事の職務を監査する。
(理事会)
第 12 条　理事会は会長が招集し、本社団の業務の執行に必要な事項を決定する。
(総　会)
第 13 条　総会は、通常総会と臨時総会とする。
（１）　通常総会は、毎年１回会長が招集する。
（２）　臨時総会は、理事会または正員の２分の１以上から理由を付して要求があったときに開催する。
(決議方法)
第 14 条　総会、理事会の決議は、議決権を持つ出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
(総会の議事)
第 15 条　総会に付議する事項は次のとおりとする。
（１）　事業計画、予算、決算
（２）　定款の変更
（３）　会費および重要財産の得喪または変更
（４）　解散
(資産)
第 16 条　本社団の資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金、その他の収入とする。
(会計年度)
第 17 条　本社団の会計は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までとする。
(届　出)
第 18 条　会長は下記の場合、遅滞なく届け出を行わなければならない。
（１）　構成員に変更があった時は、すみやかに総合通信局長に届け出ること。
（２）　この定款または理事を変更しようとする時は、あらかじめ総合通信局長に届け出る。

以上。ＡＪＦハムクラブの定款とする。

令和８年１月８日